

令和 5年 8月 7日

広域振興局長

提出者 樋下建設株式会社

住所 〒020-0051 盛岡市下太田下川原100番1号

氏名 代表取締役 樋下 光

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	樋下建設株式会社	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県盛岡市下太田下川原100番1号	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	61 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
本社	〒020-0051 盛岡市下太田下川原100番1号	kl
資材配車センター・重機修理工場	〒020-0053 盛岡市上太田中閑74	kl
宮古営業所	〒027-0084 宮古市末広町2番7号	kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。

3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。

4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。

5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合の記載欄

別紙 その2 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (令和4年度)

燃料別	保有台数	燃料使用量	二酸化炭素の排出	
			排出係数 (B)	排出量
ガソリン	35 (6)	10,699 ℥	2.32 kg-CO ₂ /ℓ	24,821.7 kg-CO ₂
軽油	26 ()	65,661 ℥	2.58 kg-CO ₂ /ℓ	169,405.4 kg-CO ₂
LPG	()	kg	3.00 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気	()	kWh	0.488 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	61 (6)			194,227.1 kg-CO ₂

備考 1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数（内数）を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

令和4年度実績を基準とし、自動車1台当たりの2酸化炭素排出量を3,184kg-co2/1台以下とします。

【具体的な取組】

○エコドライブ

・アイドリングストップを実践するとともに、急発進や急加速など急のつく運転をしない。

○輸送の合理化

・資材搬出や営業車を使用する場合は効率的なルートを計画し、移動距離・時間の短縮を図る。

○電動車

・自動車を買い換える際はエコカーを優先的に検討します。

○自動車利用抑制

・効率的な運転ルートを計画し、営業車の移動距離・時間短縮を図る(近い営業先や現場を集約させる)。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組（駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等）
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車（ハイブリッド自動車、電気自動車等）の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

・建設機械のエコ作業を推進する。

・ソーラーパネルを本社に設置している。

・手戻りの無いよう重機作業の段取りを行う。